

○周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱

令和5年7月1日ボートレース事業局要綱第1号

改正

令和7年12月1日ボートレース事業局要綱第1号

令和8年4月1日ボートレース事業局要綱第1号

周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱

(趣旨)

第1条 周南市ボートレース事業局がプロポーザル方式による事業者選定を実施するに当たり、対象となる事業の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、その達成の参考とすることを目的とし、周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会（以下「評価会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評価会の評価者は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) ボートレース事業局次長
- (2) ボートレース管理課長又はボートレース事業課長
- (3) ボートレース管理課長補佐又はボートレース事業課長補佐
- (4) ボートレース事業局次長が指名するボートレース事業局以外の市職員2名以内
- (5) 公営競技等の専門的知見を有する外部有識者から2名以内

(会長)

第3条 評価会の会長は、ボートレース事業局次長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、評価会を代表する。

3 会長に事故が生じた場合は、あらかじめ会長が指名した評価者が、その職務を代理する。

(評価者の役割)

第4条 評価者は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) プロポーザル実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の内容及び応募者の評価に関すること。
- (3) その他モーターボート競走事業管理者が必要と認める事項に関すること。

(評価者の責務)

第5条 評価者は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 評価者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(評価者以外の者からの意見の聴取)

第6条 ボートレース事業局次長は、必要があると認めるときは、評価者以外の者に出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価会の庶務は、当該業務委託等を担当する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会の開催に関し必要な事項は、ボートレース事業局次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に公告するプロポーザルから適用する。